

呉市国民保護計画の変更について（報告）

1 計画の位置付け

■ 国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号））

国は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が現実発生した場合には、国民の保護に関する措置を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体等が実施する国民保護措置を的確かつ迅速に支援することとしており、国全体として万全の措置を講ずることとしている。



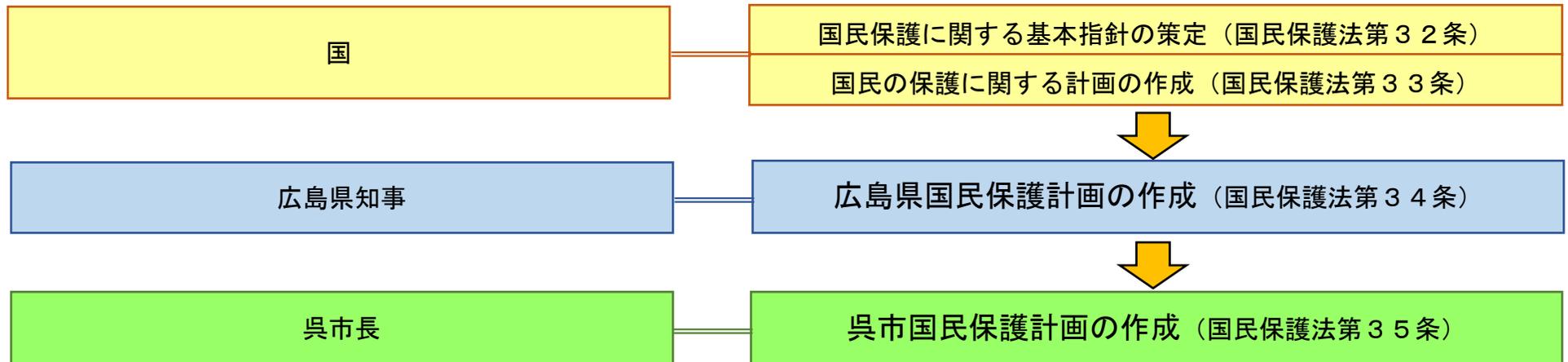
国は、国民保護法に基づき、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民の保護に関する計画の作成の基準となるべき事項等を内容とする「国民の保護に関する基本指針」を策定



都道府県知事は、国民保護法、「国民の保護に関する基本指針」に基づき、都道府県の国民の保護に関する計画を作成



市町村長は、国民保護法、「国民の保護に関する基本指針」、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、市町村の国民の保護に関する計画を作成



2 変更理由

国は平成29年12月に「国民の保護に関する基本指針」の一部変更を行い、これを踏まえて平成30年12月に広島県が広島県国民保護計画の一部を変更しました。

これに伴い、「国民の保護に関する基本指針」及び「広島県国民保護計画」の変更内容と整合を図るよう呉市国民保護計画の変更を行いました。

また、この度の呉市地域防災計画の修正内容と整合を図るための変更を併せて行いました。

3 変更の概要

■ 「国民の保護に関する基本指針」及び「広島県国民保護計画」の変更に伴う主な変更内容

○安否情報の収集及び報告に係る変更（第2編第1章，第3編第4章，第3編第6章）

安否情報収集時の安否情報収集様式の変更，安否情報収集時に活用する情報から外国人登録原票を削除し，県への安否情報の報告に安否情報システムを活用するように変更

○訓練の実施に当たっての留意事項を追加（第2編第1章）

警察，海上保安部，自衛隊等との連携による訓練について，様々な情報伝達手段を用いるなど，実践的なものとするよう努めることを追加

○避難施設の指定を県が行う際の必要な情報提供を変更（第2編第2章）

県が避難施設の指定に行う際に提供する情報について，「施設の収容人数，構造，保有設備等の情報」を提供することを明記

○弾道ミサイル発射時の対応等の追加（第3編第4章）

平素からJアラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを追加

■ 呉市の組織改正等に伴う変更

○各体制における組織及び分掌事務を呉市地域防災計画と整合を図るために変更（第3編第1章）

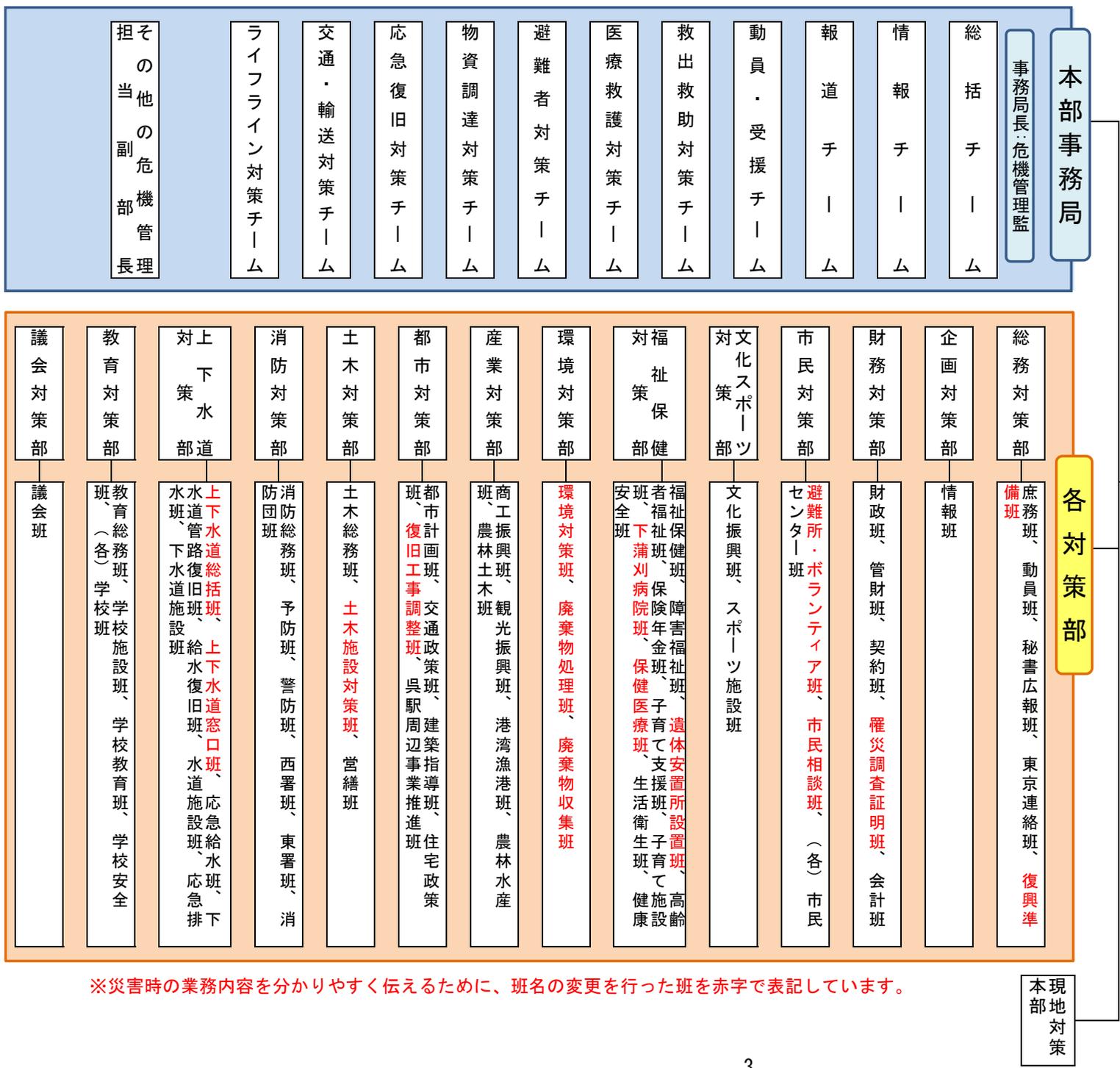
⇒ 資料1，資料2のとおり

資料 1

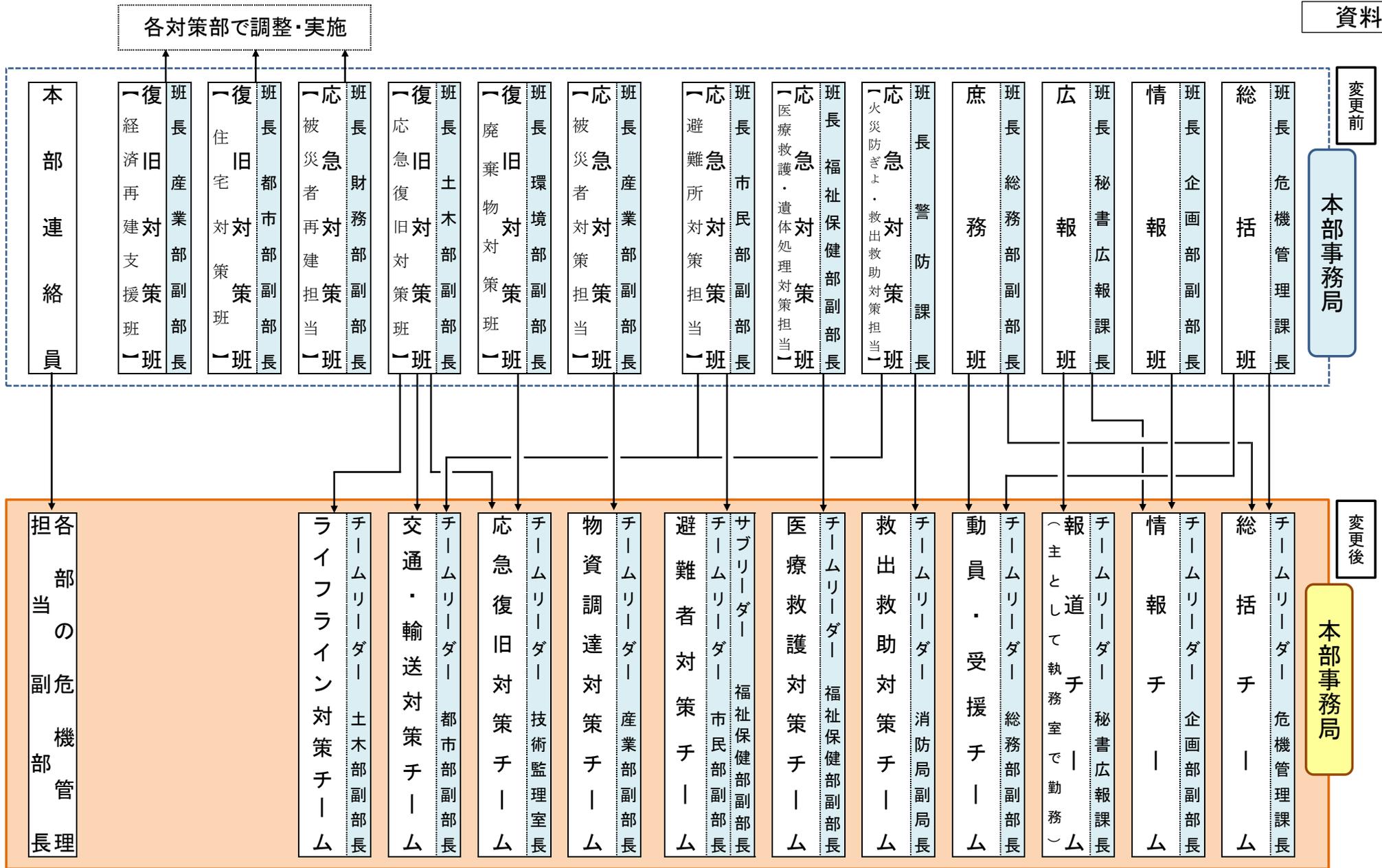
国民保護対策本部の組織図

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	危機管理監
本部員	教育長 上下水道事業管理者 消防長 各部長 消防局副局長 報道担当監※ その他本部長が指定する者

※報道担当監は、武力攻撃等の状況に応じて市長が指定する。



※災害時の業務内容を分かりやすく伝えるために、班名の変更を行った班を赤字で表記しています。



国民保護対策本部事務局のチーム編成（新旧比較表）

※災害発生直後に重点を置いたチーム編成としました。